

この限定保証は、2025 年 8 月 1 日以降に有効化された対象製品に適用されます。(以下に定義します。) に対して有効なものです (但し、該当する対象製品のアクティベーション日に適用される新たな限定保証が掲示されている場合を除きます。)。常に <https://enphase.com/ja-jp/warranty/japan> をご覧いただき、対象製品に適用される正しい限定保証をご確認ください。

1. 限定保証

本限定保証の条件に従い、Enphase Energy, Inc. (以下「**Enphase**」といいます。) は、対象オーナー (以下に定義します。) に対し、下記に列挙された製品のうち、当初のエンドユーザーが使用する日本国内の場所 (以下「**当初使用場所**」といいます。) で使用するために設置されたもの (以下「**対象製品**」といいます。) について、下表に記載される各限定保証期間 (以下「**限定保証期間**」といいます。) において、製造及び原材料の不適合がないことを保証します。本限定保証に基づくすべての請求は、[限定] 保証期間内に、かつ、不適合が発見されてから 30 日以内に Enphase に提出しなければなりません。

本限定保証は、(a)対象オーナーが Enphase 自身又は Enphase の認定再販業者から対象製品を購入した場合において、(b)上記地域に適用される法令で認められている範囲においてのみ有効であり、また(c)第 8 項に規定される除外事項が適用されない範囲においてのみ有効となるものとします。

対象製品	限定保証期間
IQ8 Microinverter with SKUs	アクティベーション日より 25 年間
IQ Relay with SKUs	アクティベーション日より 5 年間
IQ Gateway with SKUs	アクティベーション日より 5 年間
Current Transformer with SKUs	アクティベーション日より 5 年間

本限定保証において、「アクティベーション日」とは、(i)対象製品が Enphase に登録された日又は(ii)対象製品が Enphase のインストーラー・ポータルを通じて当初使用場所においてアクティベートされた日のうちいずれか早い方の日をいい、対象製品は、太陽光発電システムの運転につき管轄当局から許認可・承認を得た時点でアクティベートされたものとみなされます。

2. 登録

本限定保証は、対象オーナーが、対象製品について、最初の設置の日から 45 日以内に、(a) <https://support.enphase.com/s/article/How-do-I-register-a-system-in-Enlighten> においてオンラインで登録するか、又は(b)IQ Gateway 製品が購入され太陽光発電システムの一部として設置された場合において Enphase のインストーラー・プラットフォーム若しくは Enphase® ア

アプリケーションを通じて登録するか、のいずれかの方法により、登録することを条件とします。

3. 対象オーナー

本限定保証において、「対象オーナー」とは、Enphase 若しくは Enphase の認定再販業者から対象製品を購入し、当該対象製品を当初使用場所に設置する（又は設置済みの）個人又は事業体をいいます。

また、対象オーナーの譲受人（以下「**譲受人**」といいます。）についても、(a)対象製品が当初使用場所に設置され続けていること、(b)譲受人が Enphase に対して所有者変更フォーム（“Change of Ownership Form”。なお、Enphase はその単独の裁量によりフォームを随時変更できるものとします。）に必要事項を記載の上で提出していること、(c)譲受人が所有者変更フォームに記載された適用ある譲渡手数料（以下「**譲渡手数料**」といいます。）を対象オーナーから譲受人への譲渡より 30 日以内に支払うこと、及び(d)譲受人が第 2 項に規定される登録の要件を充足していることを条件として、対象オーナーに含まれるものとします。

譲受人が譲渡された対象製品について引き続き本限定保証の適用を受けるためには、所有者変更フォームの提出が必要となります。

また、譲渡手数料は Enphase の単独の裁量により所有者変更フォームを随時変更することができるものとします。所有者変更フォーム及び譲渡手数料の支払いに関するご案内は、<https://enphase.com/ja-jp/warranty/japan> をご覧ください。

4. 追加の権利

本限定保証は、日本の消費者保護に関する法令に基づき消費者が有する法的権利に追加して適用されるものであり、消費者のかかる法令上の権利を一切制限するものではありません。

5. 継続的な接続

対象製品が適切に機能し、継続的なサービスを受けるためには、対象オーナーによる合理的なコントロールが及ばない事象による中断の場合を除き、対象製品を、限定保証期間に亘り継続的に、インターネットに接続する必要があります。これにより、対象製品に潜在する不適合を遠隔で診断し、対象製品が無線によるファームウェア更新を受けることが可能となります。

6. 保証サービスを受ける方法

- a. 対象製品について保証サービスを受けるためには、製品返品承認（RMA）手続（<https://enphase.com/ja-jp/warranty/japan>）に従う必要があります。Enphase が別段の指示をした場合を除き、対象オーナーは、不適合があると申し立てた対象製品

を購入時の梱包又はこれと同等の梱包で Enphase に返送しなければなりません。不適合があると申し立てた対象製品が、Enphase が対象オーナーに対して RMA 番号を発行してから 60 日以内に Enphase によって受領されなかった場合、RMA 手続に従い、Enphase は対象オーナーに対してかかる新たな製品又は部品のその時点の低下を請求し、対象オーナーはこれを支払うものとします。対象オーナーはその保護のため追跡サービスを利用することが推奨されます。RMA 手続により、対象オーナーは返送用の料金前納郵便ラベルを作成することができます。

- b. 対象オーナーが(i)Enphase からの製品返品承認 (RMA) を受けずに対象製品を返送し、又は(ii)対象製品の全部品が購入時のパッケージに梱包されていない状態で返送した場合、Enphase は、(1)当該返送の受領を拒否し、又は、(2)対象オーナーの対象製品の当初購入価格の 15%若しくは不足している部品の小売価格のいずれか高い方に相当する金額の手数料を請求することができるものとします。
- c. 対象オーナーは、対象製品を返送することにより、Enphase が対象製品を受領した時点において、対象製品の所有権が Enphase に移転することに合意するものとします。対象オーナーの請求が本限定保証に基づき認められる場合、Enphase は修理又は交換された対象製品を当初使用場所における対象所有者（又は対象所有者から対象製品の交換を承認された設置者）に発送するための費用を負担します。Enphase に返送された対象製品で、Enphase が本限定保証の対象外であると判断したもの又は有効な製品返品承認 (RMA) に基づかずに返送されたものは、受領を拒否の上対象オーナーの費用負担（事前の支払を要します。）で返還されるか、または、対象オーナーが引き取りに来るまで 30 日間保管された後 Enphase の単独の裁量により対象オーナーに対して追加の責任又は義務を負うことなく処分される場合があります。
- d. Enphase は、返送された対象製品を受領し検査した後、対象オーナー（又は対象所有者から対象製品の交換を承認された設置者）に対して、当該対象製品を受領したことを通知します。

7. 救済方法

- a. 本限定保証の期間中に Enphase が本限定保証の対象となる不適合の存在を確認した場合、Enphase は、その選択するところにより、(i)対象製品を無償で修理若しくは交換するか、又は、(ii)対象製品の実際の購入価格から、対象オーナーが Enphase に対象製品の不適合を通知した時点での使用に基づく合理的な減価償却額を差し引いた金額を対象オーナーに返金するかをいずれかを行うものとします。但し、Enphase は、(1)修理及び交換が商業上実務的ではなく若しくは適時にこれを実施することができない場合、又は(2)対象オーナーがかかる返金を希望する場合を除き、返金を選択しないものとします。

不適合が発生した場合、法令で認められる範囲内において、これらが対象オーナーに対する唯一かつ排他的な救済方法となります。

- b. 本限定保証に従って Enphase が対象製品を修理又は交換する場合、(i)Enphase は、その選択するところにより、新品及び/又は修理済みの、当初と同じか又は改良された設計による対象製品の部品又は製品を使用し、また、(ii)本限定保証は、修理又は交換された製品に、当初の本限定保証期間の残期間又は対象オーナーが修理又は交換された製品を受領してから 90 日間のいずれか長い期間について、継続して適用されるものとします。
- c. Enphase が修理又は交換を行わずに返金を行う場合、かかる返金は Enphase が対象製品を受領してから 2 週間以内に支払われるものとします。

8. 本限定保証の適用の限定及び除外事由

- a. 本限定保証は、(i)対象製品の取り外し、(ii)修理又は交換された製品の再設置、又は (iii)対象オーナーの電気システムの取り外し、設置若しくはトラブルシューティングに関連する人件費を補償するものではありません。
- b. 本限定保証は、運送業者に起因する対象製品の配達遅延、紛失、損傷その他一切の損害については適用されず、Enphase はこれについて一切の責任を負いません。
- c. 本限定保証は、以下の対象製品の不適合又は損傷については適用されず、Enphase はこれについて一切の責任を負いません。
 - (i) 対象製品について誤用、放置、不正操作、改変その他内部又は外部の損傷があったもの
 - (ii) 対象製品について不適切な設置、操作、取扱若しくは使用がなされたもの（製品が設計されていない条件での使用、適切でない環境における使用、Enphase のユーザマニュアル又は適用される法令、規則等に違反する方法による使用を含みます。）
 - (iii) 火災、水害、広範囲にわたる腐食、生物による汚染、自然災害又は対象製品に適用されるデータシート (<http://www.enphase.com> において公開されているもの) に記載された上限若しくは下限を超える入力電圧（発電機又は落雷による高入力電圧を含みます。）があったもの
 - (iv) Enphase が提供していない第三者製の部品が対象製品に使用されたために損害が生じたもの又は Enphase の正規代理人でない者が実施したサービスにより損害が生じたもの
 - (v) 当該製品の当初の識別マーク（商標又はシリアルナンバーを含みます。）が損傷、改変又は除去されているもの（通常の摩耗や損耗による色あせを除きます。）
 - (vi) グリッド・プロファイル（電力会社が承認した動作パラメータ）が変更され、

その変更により製品が誤作動、故障、又は最適な動作を行わなかったもの
(vii) 対象製品が Enphase の提供する最新バージョンのソフトウェア又はファームウェアを使用しておらず、かかるソフトウェア又はファームウェアのバージョンを使用することで不適合又は損傷を回避することができたもの

- d. 本限定保証は、エネルギー供給に実質的な影響を及ぼさず若しくは対象製品の形状、適合性若しくは機能を低下させないような外観上、技術的若しくは設計上の不適合、又は通常の摩耗や損耗、腐食、錆若しくは対象製品の外箱若しくは塗装に生じた汚れ、傷、凹みにより交換が必要となる不適合又は部品については適用されません。

本限定保証は、対象オーナーの配電システムの取り外し、設置若しくはトラブルシューティングに関連する費用を補償するものではありません。

- e. 本限定保証は、対象製品とともに当初使用場所に設置されることのある第三者製品については適用されず、これは、「対象製品」に含まれないものとします。
- f. Enphase は、対象製品の作動が中断されないことやエラーが発生しないことを保証するものではありません。Enphase の従業員又は認定再販業者は、本限定保証に修正、拡張又は追加を行う権限を有しません。本限定保証の条項が違法又は履行強制不能と判断された場合であっても、残りの部分についての適法性又は履行強制可能性は影響を受けないものとします。

9. 譲渡

Enphase は、本限定保証に基づく義務を有効に履行するために必要な専門知識及びリソースを十分に有する第三者に対して、本限定保証に基づく権利及び義務を譲渡又は移転する権利を、明示的に留保します。

10. 免責事項

本限定保証は、Enphase が提供する唯一かつ排他的な保証であり、明示的か黙示的か、法令上のものか、法令、取引過程、履行過程、商慣習その他の理由により生じるものかを問わず、他の一切の保証（商品適格性、特定の目的への適合性、権利の非侵害性、又はマニュアルその他の文書に記載される技術的情報その他の情報の正確性、妥当性、適合性に関する保証を含みます。）は、本限定保証の有効期間に限定されるものとします。

Enphase による本限定保証の付与は、対象オーナーが本限定保証の条件、規定及び要件に同意することを条件として行われます。

11. 責任の限定

適用される法令で禁止される場合を除き、Enphase は、契約又は不法行為によって生じたものかを問わず、特別損害、直接損害、間接損害、付随的・派生的な損害、損失費用又は経費

(一切の経済的損失、財産に対する一切の損失若しくは損傷又は一切の人的被害を含むがこれらに限定されない) について一切の責任を負わないものとします。

12. 準拠法

本限定保証は、他の管轄区域の法律の適用を要求する抵触法の原則を適用することなく、日本法に準拠するものとします。本限定保証に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、対象オーナーは、消費者として、その居住国の強行法規による保護を受けることができます。本限定保証は、対象オーナーが消費者として現地の強行法規の適用を受ける権利に影響を与えるものではありません。

カスタマーサポート：

Email: support@enphaseenergy.com

Phone no.: +81 0120 765 583

© 2025 Enphase Energy, Inc. Enphase, the “e” logo, IQ, and other names are trademarks of Enphase Energy, Inc. in the U.S., and other countries.